

# 荒見玲子「支援はなぜ必要な人に届かないのか」Online Appendix 表1 個人で直接申請・支給できる現金給付の一覧

①政策の種類（新規・延長／選別・普遍） ②政策目的 ③施策目的	④支給内容・要件	⑤申請資格・支給先	⑥申請書類の数、受給者による支給要件該当の立証の有無 ⑦申請方法 ⑧不正受給の警告の有無	⑨申請先・問い合わせ先・受付時間	⑩所管省庁・実施主体
<b>1. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b>  <b>①新規・選別</b> ②雇用を守る ③休業期間中の賃金の支払いがない人の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者（中小企業労働者、大企業のシフト制労働者（休業開始前賃金日額）×80％×（各月の休業期間の日数）－〔就労等した日数〕と「労働者の事情で休んだ日数」の合計）の申請</li> <li>上限額は時期により8,265円～11,000円</li> <li>支給要件確認書が必要（休業の事実が確認できない場合、労働条件通知書などで確認、勤務実績の確認）</li> <li>事業主経由の申請もあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥書類数5～7、支給要件確認書、休業前・休業中の賃金を確認できる書類</li> <li>⑦オンライン申請・郵送申請</li> <li>⑧不正受給の警告あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（国の委託機関）</li> <li>平日8:30～20:00、休日8:30～17:15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> </ul>
<b>2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金</b> （委託を受けて個人で仕事をする方向け）  <b>①新規・選別</b> ②雇用を守る ③子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年8月1日～</li> <li>1日あたり定額6,750円、時期や地域により4,500円～7,500円</li> <li>臨時休業等をした小学校等（放課後児童クラブ、保育所等も含む）に通う子ども、感染した子どもの世話をを行う保護者</li> <li>業務委託契約等を結んでおり、業務の態様、日時の指定を発注者から受けており、日や時間等を前提とした報酬になっていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託契約等を締結している個人事業主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥書類数5～8、臨時休業が講じられた期間がわかる書類、発注者と締結した業務委託契約等のわかる書類</li> <li>⑦配達記録郵便（消印有効ではない）</li> <li>⑧不正受給への警告なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（国の委託機関）</li> <li>平日9:00～21:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> </ul>
<b>3. 求職者支援制度</b> （職業訓練受講給付金）  <b>①延長・選別</b> ②雇用を守る ③給付金を受給しながら職業訓練を受講する人の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講、ハローワークが求職活動をサポート</li> <li>（訓練受講の要件）ハローワークを通じた求職活動中・雇用保険を受給していない・労働の意思と能力があることなど</li> <li>（給付金の支給要件）本人収入が月8万円以下・世帯全体の収入が月40万以下、世帯全体の金融資産が300万以下、現在住んでいるところで、土地・建物の所有なし、世帯で同時受給不可、訓練の8割以上に出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定収入以下の労働者個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥窓口面談</li> <li>⑦窓口申請</li> <li>⑧不正受給の警告なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国のハローワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> </ul>
<b>4. 介護訓練修了者への返済免除付就業支援金貸付制度</b>  <b>①延長・普遍</b> ②雇用を守る ③介護・障害福祉分野の就職を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護訓練を修了して、介護・障がい福祉分野に就職・もしくは再就職した場合、就職／再就職支援準備金として20万／40万の貸付</li> <li>貸付後に介護職員等／障害福祉職員（利用者に直接サービスを提供する者）として業務に2年間勤務することで全額返済が免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に該当する個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥窓口面談</li> <li>⑦窓口申請</li> <li>⑧不正受給の警告なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県社会福祉協議会、福祉人材センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> </ul>
<b>5. 高等職業訓練促進給付金</b>  <b>①延長・選別</b> ②雇用を守る ③安定した仕事を得たいひとり親世帯の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる（看護師やデジタル分野の資格も含む）</li> <li>最短6月～最長4年の訓練期間中、月額10万円、訓練修了後、5万円を支給（住民税課税世帯は減額）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に該当する個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥窓口面談</li> <li>⑦窓口申請</li> <li>⑧不正受給の警告なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親担当部署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省</li> </ul>
<b>6. 特別定額給付金</b> （新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）※すでに終了  <b>①新規・普遍</b> ②生活を守る ③感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付対象者1人につき10万円</li> <li>給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込み</li> <li>日本で居住していても、住民登録がなければ不可、復活できれば基準日より後であっても給付対象者</li> <li>配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者の申請は、一定の要件の場合（配偶者暴力防止法に基づく保護命令の決定、婦人相談所の証明書または市町村、民間支援団体の確認書、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置の対象」）</li> <li>外国人も原則基準日における住民登録者（住基対象者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者</li> <li>受給権者は、その者の属する世帯の<u>世帯主</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥申請書、振込口座の記入、支給要件該当の立証が必要。DV避難者は、要件を満たす書類の提出（代理申請も可）（当初事前申出期間が2020年4月24日から30日まで）、住基対象外の外国人の追加的特例措置については立証は申請者</li> <li>⑦郵送申請もしくはオンライン申請（マイナンバー使用）</li> <li>⑧不正受給の警告なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体の特別定額給付金の特設担当部署</li> <li>市民・地域振興系部署など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省</li> <li>実施主体は市区町村（自治事務）</li> <li>実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10／10）</li> </ul>
<b>7. 子育て世帯への臨時特別給付金</b>  <b>①新規・普遍</b> ②生活を守る ③子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付</li> <li>自治体が地域の实情に応じて以下から選択し、実施。(1)先行給付金（5万円）と追加給付金（5万円）の組合せ(2)先行給付金（5万円）とクーポン給付（5万円相当）の組合せ(3)一括給付金（10万円）</li> <li>基準日（1回目：令和2年3月31日、2回目：中学生以下令和3年8月31日、高校生その他は、令和3年9月30日）以後離婚等したことにより給付金を受け取れていない人向けの支援給付金（10万円限度）も支給</li> <li>DV被害者は対象児童とともに避難している人、避難先で給付金を受け取るためには令和4年3月までに児童手当の変更届の手続きが必要</li> <li>離婚協議中、別居のときなどは同居優先（児童手当に準じる）</li> <li>外国人も基準日の児童手当の受給者のみ対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の本則給付の受給者＋児童手当を受給はしていない、同等の所得の18歳までの児童の養育者（平成15年4月2日に生まれた高校生から令和4年3月31日までに生まれた新生児まで）</li> <li>障がい児の入施設・里親</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥原則プッシュ型の支給（基準日時点での児童手当の本則給付受給者）、プッシュ型での通知が届かない基準日時点まで高校生児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者、所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員、令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者等は、申請が必要、受給拒否の人も申請</li> <li>⑦郵送申請</li> <li>⑧不正受給の警告あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター 9:00～20:00</li> <li>各自治体の子育て給付金事務局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府・市町村（補助率10／10）</li> </ul>
<b>8. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金</b>  <b>①新規・選別</b> ②生活を守る ③様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯あたり10万円（生活保護世帯含む）（住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く）(1)</li> <li>(1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。<u>世帯全員のそれぞれの年収見込が、市町村住民税均等割非課税（相当）水準以下であること</u></li> <li>外国人は住民基本台帳に記録されていれば給付対象者</li> <li>身体が不自由な場合など自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は代理人（世帯構成員、法定代理人、親族その他市区町村が認める者）が行うことが可能</li> <li>複数回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権は属する世帯の<u>世帯主</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥非課税世帯に給付内容や確認事項が書かれた確認書が郵送、内容を確認して市町村に返送。家計急変世帯は要申請。収入額が確認できる確認書類など3点を窓口への直接提出または郵送</li> <li>⑦郵送または窓口申請</li> <li>⑧不正受給の警告あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター 9:00～20:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府・市町村（補助率10／10）</li> </ul>

①政策の種類（新規・延長／選別・普遍） ②政策目的 ③施策目的	④支給内容・要件	⑤申請資格・支給先	⑥申請書類の枚数、受給者による支給要件該当の立証の有無 ⑦申請方法 ⑧不正受給の警告の有無	⑨申請先・問い合わせ先・受付時間	⑩所管省庁・実施主体
<b>9. 学生等の学びを継続するための緊急給付金</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等教育の就学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）の利用者又は一定の要件（自宅外、家庭から多額（年間150万）の仕送りを受けていない、家庭の収入減少等により家庭からの追加支援が期待できない、アルバイトが影響を受けている）をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦するものに対して、一律10万円を給付</li> <li>その他大学が推薦する際に考慮すべき事情について記入可</li> <li>対象学生：国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関、留学生を含む</li> <li>日本学生支援機構の給付奨学金を受給している者は申込・推薦は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生個人</li> </ul>	⑥各大学の学生課等の窓口で申請、日本学生支援機構の受給者のうち辞退者は申請 ⑦窓口申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>各大学の学生課等の窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省・日本学生支援機構</li> </ul>
<b>10. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③生活が苦しい子育て世帯の方々に	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当受給者（生活が苦しいひとり親）、その他、<u>主たる生計維持者</u>が住民税非課税の子育て世帯（18歳未満、障害児の場合20歳未満）に、児童1人当たり一律5万円を支給</li> <li>同居の扶養義務者や児童本人の収入は勘案しない。家計急変の場合は、各養育者の急変時点の収入・所得の高い方を主たる生計維持者とする</li> <li>任意の1か月の収入により経済状態を推定（給与、事業、不動産、年金、養育費の範囲）</li> <li>DV避難者（都道府県ごとに集約）及び原発避難者（避難先都道府県・指定都市と福島県がやりとり）にも対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則支給判定基準日（令和3年3月31日）の児童扶養手当受給者、児童手当受給者、対象児童を養育している、<u>主たる生計維持者</u></li> </ul>	⑥児童扶養手当受給者、児童手当受給者は申請不要、直近で収入が減少した世帯や高校生のみ養育している世帯は要申請、離婚協議中・DV避難中の場合は児童手当の受給者変更や申請が必要 ⑦窓口申請または郵送申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯コールセンター</li> <li>住民税非課税の子育て世帯コールセンター</li> <li>土日祝日を除く9:00～18:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得のひとり親世帯：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</li> <li>その他低所得の子育て世帯：市区町村（特別区を含む）（全額国庫負担10/10）</li> </ul>
<b>11. 緊急小口資金（生活福祉資金の特例貸付）</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③収入減で生活が苦しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付</li> <li>20万円以内（従来は10万円以内）</li> <li>世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、要介護者、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者、新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき、4人以上の構成員、上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要とき</li> <li>据置期間：1年以内</li> <li>貸付利率：無利率、保証人：不要</li> <li>償還期限：2年以内、特例措置では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする<u>世帯</u></li> </ul>	⑥市町村社会福祉協議会で申込書を提出、借入申込書・借用書、重要事項説明書、収入の減少状況に関する申立書など7種類 ⑦窓口申請・郵送申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・市区町村の社会福祉協議会</li> <li>コールセンター</li> <li>土日祝日を除く9:00～17:00</li> <li>動画あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省・社会福祉協議会</li> </ul>
<b>12. 総合支援資金（生活福祉資金の特例貸付）</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③収入減で生活が苦しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間(3月)の生活費の貸与（失業状態になくても対象）</li> <li>貸付上限額：（二人以上世帯）月20万円以内、（単身世帯）月15万円以内</li> <li>貸付期間：原則3月以内</li> <li>据置期間：1年以内</li> <li>償還期限：10年以内、特例措置では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除</li> <li>令和3年8月末までに緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受ける場合に、再貸付（3か月以内60万円以内）が利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている<u>世帯</u></li> </ul>	⑥市町村社会福祉協議会で申込書を提出、借入申込書・借用書、重要事項説明書、収入の減少状況に関する申立書など7種類 ⑦窓口申請・郵送申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・市区町村の社会福祉協議会</li> <li>コールセンター</li> <li>土日祝日を除く9:00～17:00</li> <li>動画あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省・都道府県社会福祉協議会</li> </ul>
<b>13. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③収入減で生活が苦しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等（総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／令和4年3月までに借り終わる世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯）に対して</li> <li>収入要件：世帯全員の収入が基準額＋生活保護の住宅扶助基準額の合算額を超えないこと（月額）</li> <li>資産要件：預貯金が基準額の6倍以下であること（ただし100万円以下）</li> <li>求職等要件：ハローワークか地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと、就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと</li> <li>誠実かつ熱心に求職活動を行ったにもかかわらず就業できない場合、1回のみ再申請可能</li> <li>単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</li> <li>令和3年7月以降の申請月から3か月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>主たる生計維持者</u></li> </ul>	⑥住民票の写し、世帯全員の収入関係書類、資産関係書類、求職活動関連書類、再貸付に係る書類など8～9種類、再申請の場合も再び同様の準備 ⑦窓口申請 ⑧不正受給の警告なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンター</li> <li>土日祝日を除く9:00～17:00</li> <li>動画あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省・生活困窮者自立支援機関</li> </ul>
<b>14. 住宅確保給付金</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③休業による収入減で住居を失うおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度の住宅扶助額を上限に家賃額を支給</li> <li>原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能、最長9か月まで）</li> <li>支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われる</li> <li>直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」という。）と、家賃（ただし、上限あり）の合計額を超えていないこと</li> <li>世帯の預貯金合計額が、各市町村で定める額（基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額）を超えていないこと</li> <li>ハローワークへ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うことなど（ハローワークへの求職申込、職業相談（月2回）、企業への応募、面接（週1回）、生活再建への支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）など）</li> <li>3回目の延長申請ができる要件は、世帯の預貯金合計額が、基準額の3月分を超えないこと（ただし、50万円を超えないこと）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職・廃業後2年以内の者</li> <li>給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者</li> </ul>	⑥生活困窮者自立支援相談機関を通じて申請書等を送付 ⑦窓口申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立相談支援機関、自治体が直営または委託（社会福祉法人、NPO等）、全国905の福祉事務所設置自治体で1,317か所設置</li> <li>動画あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省・生活困窮者自立支援機関</li> </ul>
<b>15. 償還免除付ひとり親家庭住宅支援金貸付</b>  ①延長・選別 ②生活を守る ③自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある(2)母子・父子自立支援プログラムの策定（※）を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に住居の借上げに必要となる資金について、償還免除付の無利率貸付 ※児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせるプログラム</li> <li>貸付額：月上限4万円×12か月、無利率（連帯保証人は不要）、1年就労継続なら一括償還免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親</li> </ul>	⑥窓口面談 ⑦窓口申請 ⑧不正受給の警告あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県または指定都市の市役所、母子家庭等就業・自立支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省・母子家庭等就業・自立支援センター</li> </ul>

①政策の種類（新規・延長／選別・普遍） ②政策目的 ③施策目的	④支給内容・要件	⑤申請資格・支給先	⑥申請書類の数、受給者による支給要件該当の立証の有無 ⑦申請方法 ⑧不正受給の警告の有無	⑨申請先・問い合わせ先・受付時間	⑩所管省庁・実施主体
<b>16. 高等教育の就学支援新制度</b>					
①延長・選別 ②生活を守る ③コロナで学びの継続が困難	・学生生活に必要な生活費をカバーする給付型奨学金（返済不要）と授業料減免	・世帯収入や資産の要件を満たしていること ・学ぶ意欲がある学生	⑥春と秋の決められた時期に日本学生支援機構に申込み、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合随時申込 ⑦窓口申請 ⑧不正受給の警告なし	・各大学の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 土日祝日を除く9:00～20:00	・文部科学省・日本学生支援機構
<b>17. 孤独・孤立等に関する支援制度・相談窓口</b>					
①延長・普遍 ②生活を守る ③望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添う	・国や地方公共団体の支援制度や相談窓口を案内。孤独・孤立に悩む人に向けて様々な活動を行うNPO等を支援	—	—	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 ・各自治体精神保健福祉センター	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 ・各自治体精神保健福祉センター ・厚生労働省自殺対策推進室・社会援護局書記室 ・農林水産省ロス・リサイクル対策室、国産農林水産物等販売促進チーム ・農林水産省米麦流通加工対策室 ・内閣府子どもの貧困対策担当 ・国土交通省住宅局住宅総合整備課・UR住宅経営部 ・国土交通省安心居住推進課 ・内閣府男女共同参画局地域女性活躍推進交付金担当
<b>18. 各種減免制度（事業にカウントせず）</b>					
①延長・選別 ②生活を守る ③納付が困難	・社会保険料の猶予、厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定、国税・地方税の申告納付期限の延長・徴収猶予、国民年金保険料の免除・納付猶予、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免・徴収猶予	—	—	・各自治体担当課	—
<b>19. 支払猶予（事業にカウントせず）</b>					
①延長・選別 ②生活を守る ③公共料金の支払いが困難	・水道料金・下水道使用料	—	—	・各自治体水道局	—

出典：内閣官房ウェブサイト（<https://corona.go.jp/action/>）、横浜市ウェブサイト（<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/shien-shimin/index.files/shien-kojin.pdf>）、各事業の所管省庁のウェブサイト等より筆者作成